契約書（案）

物品の売買及び保守委託業務について、群馬県立精神医療センター　院長　赤田　卓志朗（以下「甲」という。）と、株式会社○○　代表取締役　○○　○○（以下「乙」という。）とは次のとおり契約を締結する。

（契約の対象となる物品名等）

第１条　契約する物品名、契約金額、履行期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 物品名　　臨床化学自動分析装置

品質及び規格　仕様書のとおり

数量　　１台

(2) 契約金額は、次のとおりとする

本体金額　　金○○○円（うち消費税及び地方消費税　金○○○円）

保守委託金額　金○○○円（うち消費税及び地方消費税　金○○○円）

保守委託について、各会計年度における支払額は次のとおりとする。

令和９年度　金○○○円（うち消費税及び地方消費税　金○○○円）

令和 10 年度　金○○○円（うち消費税及び地方消費税　金○○○円）

令和 11 年度　金○○○円（うち消費税及び地方消費税　金○○○円）

令和 12 年度　金○○○円（うち消費税及び地方消費税　金○○○円）

令和 13 年度　金○○○円（うち消費税及び地方消費税　金○○○円）

(3) 履行期限　令和９年３月３１日（水）

(4) 納入場所　群馬県立精神医療センター　検査室

（委託）

第２条　甲は、無償保証期間終了後から、臨床化学自動分析装置保守管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（保守対象機器等）

第３条　保守対象機器　第１条(1)に定める臨床化学自動分析装置

設置場所　　群馬県立精神医療センター　検査室

（委託期間）

第４条　この契約による委託期間は、令和○年○月○日から令和○○年○月○日までとする。

（委託内容）

第５条　本契約に基づき、乙が行う委託業務の内容は次に定めるもののほか、別紙仕様書のとおりとする。

(1) 定期点検保守

臨床化学自動分析装置の正常な性能を維持するために必要な定期点検（点検、調整、部品の交換）を実施することとし、実施回数は年間１回以上とし、実施日は甲乙協議の上、決定するものとする。

(2) 緊急修理保守

保守対象機器に故障・不具合が発生した場合、乙は、必要に応じて速やかに技術者を派遣し、修理・調整を行い、復旧措置を迅速に完了する。

（納入通知及び検査）

第６条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を通知しなければならない。

２　甲は前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、検査に合格した物品についてその引渡しを受けるものとする。

（本体代金の支払）

第７条　甲は、物品の引渡しを受けた後、乙から提出された適法な請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

（点検報告書の提出）

第８条　乙は、定期点検保守又は緊急修理保守を実施したときは、点検報告書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第９条　甲は、臨床化学自動分析装置保守委託契約金額については、各会計年度において第１条に定めるとおり支払うものとする。

２　乙は、第５条に定める定期点検保守を実施し終えた月の翌月１０日までに請求書を甲に提出するものとする。

３　甲は、定期点検報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から３０日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第１０条　甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（費用の負担）

第１１条　定期点検保守時及び緊急修理保守時の技術者の派遣費用、技術料等の費用については、

乙の負担とする。

2　天災地変その他不可抗力及び甲の過失に起因する故障にかかる修理、甲の都合により行うシステムの改造又は移設にかかる費用等については、甲の負担とする。

3　委託業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、甲の負担とする。

4　この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

5　その他、委託業務に要する費用の負担に関して疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（延期の特約）

第１２条　乙は、天災その他、その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

（契約変更）

第１３条　甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

2　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

（遅延利息）

第１４条　乙の責めに帰する理由により、第１条の履行期限までに現品を納入しない場合は、乙は、甲に対し遅延利息を支払うものとする。

2　前項の遅延利息の額は、履行期限の到来の日の翌日から納入するまでの日数に応じ、未納部分の契約金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

（契約の解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1)　契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2)　契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3)　乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4)　乙の本件業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

(5)　契約の履行について不正の行為があったとき。

(6)　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団

対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(7)　本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(8)　その他この契約書の条項に違反したとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第１号又は第２号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の１に相当する額の支払いを求めることができる。

３　甲は第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第１６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1)　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第１号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2)　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の２に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

４　前条第３項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第１７条　乙が、第７条第２項並びに前条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第１８条　甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

２　甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）

第１９条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第２０条　本条は、この契約のうち、日本国内の個人情報保護法令に規定する個人情報の預託を伴う委託業務に共通し適用されるものとする。

２　乙は、秘密である旨の指定の有無を問わず、甲より預託された個人情報をすべて機密情報とし、前条に規定する守秘義務に準じ取り扱うものとする。また、甲は、院内における施設管理上の防犯等を目的として、乙より提供された個人情報について、本条に準じて取り扱うものとする。

３　本条で定めるもののほか、乙の個人情報の取り扱い等に関する特記事項については、別記のとおりとする。

（損害賠償）

第２１条　乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第２２条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第２３条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第２４条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県病院局財務規程（平成１５年病院管理規程第５号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　住所

氏名　　印

乙　　住所

氏名　　㊞

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第４　乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（管理体制）

第５　乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

２　乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第１０条第１項）の委託を受けている場合においては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第２条第８項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

（適正管理）

第６　乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければ

ならない。
３　乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。
４　乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

（作業場所の特定）
第７　乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。
２　乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）
第８　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

（再委託の禁止）
第９　乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。
２　乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。
３　前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
４　乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。
５　前４項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（媒体等の返却等）
第１０　乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

２　乙は、甲の指示により個人情報が記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

（従事者への周知及び監督等）

第１１　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第９章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

２　乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第６号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第１２　乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第２に準ずるものとする。

２　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（実地検査等）

第１３　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

２　乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

（漏えい等の報告）

第１４　乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第１５　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第１６　乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注１　「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

２　委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。